

議会だより

平成25年第4回市議会が、11月29日から12月18日までの20日間の会期で開催されました。今回は、平成25年度都市一般会計補正予算など市長提出議案56件（うち16件は継続審査分）、諮問1件、議員提出議案1件、委員会提出議案3件、請願4件（うち3件は継続審査分）、報告3件の合計68件について審議された結果、継続審査の請願1件が不採択となったほかは、それぞれ可決、認定、同意、採択されました。

12月議会では、5日間にわたり

一般質問が行われ、20人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通りです。

◆子どもの携帯電話利用について

質1 小・中学生の携帯電話などの保有状況を伺いたい。

答1 昨年8月に実施された県警察本部による本市の小・中学校6校を含む児童・生徒の保護者を対象にした携帯電話に係る利用環境実態調査によると、県内の児童・生徒が専用を使う携帯電話の所有率は、平成23年度と比較して、小学生は、9・6割が22・8割となり、中学生は、24・4割が43・6割となっています。

質2 学校への携帯電話の持ち込みについて伺いたい。

答2 携帯電話の児童・生徒の持ち込みに関しては、禁止しています。

質3 本市でネット依存による家庭生活や学校生活に支障を来す事例はないか、伺いたい。

答3 児童・生徒が携帯電話などでメールやゲーム、ラインなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を長時間行うことで睡眠時間が減ったり、昼夜の時間が逆転したりして、生活が乱れ不登校になっていく例が報告されています。



25年度補正予算（3件）

【一般会計】 2億7,457万円
【特別会計】 2,206万5千円

24年度決算の認定（継続審査分16件）

◇一般会計歳入歳出決算の認定について ほか15件

条例の制定・一部改正（11件）

◇都市母子生活支援施設条例を廃止する条例の制定について ほか10件

その他（26件）

◇公の施設の指定管理者の指定について
◇都市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて ほか24件

諮問（1件）

◇人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

請願（4件）

◇国民健康保険税の引き下げを求める請願書 ほか3件

議員・委員会提出議案（4件）

◇都市議会傍聴規則の制定について ほか3件

報告（3件）

◇専決処分した事件の報告について ほか2件

また、最近では、SNSなどを利用して、児童・生徒が学校を越えて交流しています。その結果、児童・生徒の行動が広域化し、深夜徘徊などの問題行動も報告されています。

質4 小・中学校においてSNS上でのいじめと思われる事例について報告がないか、伺いたい。

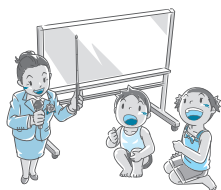
答4 本市でも、児童・生徒が携帯電話のメールやSNSの書き込みができる機能を使い、悪口を書き込んだり、仲間外れにしたりしている事例が報告されています。また、中学校では、個人を特定できる画像を流出させるという深刻な事例も起きています。

質5 各小・中学校では全校児童や生徒を対象に集会を開いて、SNSの弊害に関する講話や、外部講師を招いて情報モラルに関する指導をしています。

職員や保護者へも、警察署や携帯電話会社へ講師を依頼し、指導を実施している学校もあります。

さらに、子どもたちの心の教育を推進することが問題の解決になると考え、校長会に対して、日々の教育活動の充実を図るよう依頼しています。

また、地区別学校人権教育研修会で、人権教育や道徳の授業の更なる充実をお願いしています。



◆米の減反政策について

質1 米の直接支払交付金の廃止に伴う影響について伺いたい。

答1 本年度から実施している経営所得安定対策については、制度を見直し、5年後に米の直接支払交付金を廃止することが、政府・与党で決定されています。

平成24年度の交付金の確定額は2億3,367万1千円です。しかし、交付金は、平成26年度に半分に減額され、1億1,683万5千円、5年後の平成30年度にはなくなります。

質2 今回の農業政策転換を受け、飼料用米への取り組みを市として推進するのか、伺いたい。

答2 今回の農業政策転換では、米の交付金が減額になる一方、主食用米から飼料用米や米粉用米への転作を促す交付金を、来年度から拡充する方針です。現在は、10㍗当たり8万円の定額補助ですが、この額が収穫量に応じて増減します。

今後、明らかになる政策を踏まえ、本市の特性を生かし、作物の振興を図りながら、水田農業経営が成り立つよう、関係機関と一体となつて、取り組んでいきたいと考えています。

◆都城大丸跡地の活用について

質1 今後の具体的な事業の流れについて伺いたい。

答1 株式会社ハートシティ都城が発表した都城大丸跡地再生計画では、本館と事務棟を解体して、同社が商業施設と居住施設を整備し、行政が子育て世代活動支援センターと健康センター、多目的広場などを整備する予定となっています。また、旧センターモールと立体駐車場については、改修し、図書館と駐車場として活用する計画となっています。

来年度以降の整備スケジュールは、本館と事務棟跡の解体作業に着手するとともに、地質、測量などの基礎調査、施設の基本設計などを順次進めていきます。

次に、旧センターモールと立体駐車場については、基礎調査などとともに整備方針を策定し、基本設計などを行う予定です。

今回の計画は、官民協働で進めていきますので、それぞれが整備する施設については、コストや事業期間の圧縮などを勘案しながら、現在、実施主体などの検討を進めています。官民の役割分担については、事業費や事業期間などの精査が進んだ段階で、改めて報告したいと考えています。

質2 跡地利用における行政の窓口業務の内容について伺いたい。

答2 今回の再生計画では、図書館、市民健康センター

(市役所地下1階)、子育て支援センター(天神町)の機能を移転・整備する予定です。特に、乳幼児健診などを行っている市民健康センターと子育て支援センターについては、利用対象者が重複することから、両施設を一体的に整備することで、市民サービスの向上につながるものと期待しています。

3施設以外の行政窓口機能の移転・整備については、まず、窓口業務の中で、市民のニーズがあり、サービス向上につながるものを優先して検討しますが、市以外の窓口機能の整備についても、実現の可能性を関係機関と検討していきたいと考えています。



◆個人情報の不正取得防止対策について

質1 市の一般的な情報の保護という観点について、市長の考えを伺いたい。

答1 情報には公開できる情報と保護しなければならない情報が

あります。このうち、市が管理している情報、特に個人情報については、関係法令および都城市個人情報保護条例に基づいて、厳正に管理しなければなりません。

質2 情報流失防止についての取り組みについて伺いたい。

答2 市民課の個人情報の流出への対応については、朝礼で随時注意を喚起することに加えて、組織としての意思統一を図るため、年度当初に市民課危機管理マニュアルを作成し、課内全職員へ配付しています。このマニュアルを、担当内研修にも活用するなど、職員の意識向上を図っています。

傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民の皆様生活に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。

また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

◎問い合わせ 議会事務局 ☎23-7869

34

人の顔触れ

都城市議会議員決まる

任期満了に伴う市議会議員選挙が1月26日に行われ、今後4年間の市政運営に携わる34人の市議会議員が決まりました。また、2月12日の臨時会で議長に永山透議員、副議長に神脇清照議員が選ばれました。



福島勝郎 (59)
上長飯町



上坂月夫 (62)
安久町



荒神 稔 (59)
山田町山田



三角光洋 (65)
梅北町



森 りえ (56)
花緑町



畑中ゆう子 (51)
乙房町



永山 透 (67)
南横市町



江内谷満義 (65)
高城町桜木



杉村義秀 (64)
上長飯町



永田照明 (64)
高城町石山



永田浩一 (69)
高崎町東霧島



川内賢幸 (32)
山之口町花木



黒木優一 (54)
庄内町



榆田美浩 (37)
高木町



大浦さとる (57)
上川東四丁目



佐藤紀子 (57)
蓑原町



神脇清照 (66)
郡元四丁目



榆田 勉 (63)
吉尾町



音堅良一 (54)
下長飯町





永山 透
 第5代都城市議会議長
 ○旧市の市議会議員を2期、
 新市になって3期、通算5
 期目。副議長や建設委員会
 委員長などを歴任

議長あいさつ

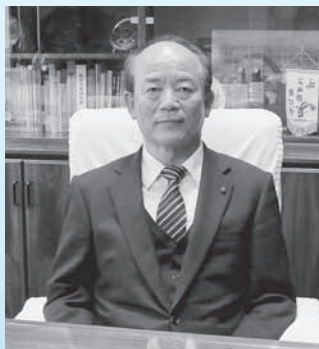
議長に就任し、議会代
 表者としての重責を痛感
 し、身の引き締まる思い
 です。

都城市は、少子高齢化
 対策、福祉施策の充実、
 農畜産業・地場産業の活
 性化など多くの課題を抱
 えています。

いまこそ議会が、その
 解決のため、議決機関と

してのチェック機能を発
 揮し、加えて政策提言を
 していくことが、市民の
 負託に応えることだと確
 信しております。

南九州の中核都市、ス
 マイルシティ都城の市議
 会として、地域資源を生
 かし英知を結集しながら、
 個性と魅力にあふれたま
 ちづくりに取り組みます。

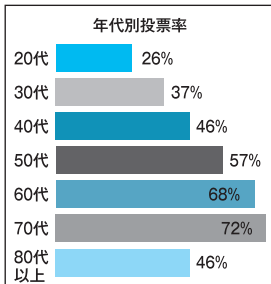


神脇 清照
 第9代都城市議会議副議長
 ○旧市の市議会議員を1期、
 新市になって3期、通算4
 期目。産業経済委員会委員
 長などを歴任

前回は13.68%下回る投票率

今回の選挙の投票率は51.88%と、過去
 最低の結果となりました。

年代別投票率を見
 ると、20歳代が約
 26%と最も低く、年
 齢とともに上昇し、
 70歳代が最も高い
 投票率となっていま
 す。



小玉忠宏(64)
上東町



下山隆史(61)
上長飯町



榎木智幸(57)
山之口町富吉



相葉一夫(66)
下長飯町



迫間輝昭(66)
高崎町繩瀬



竹之下一美(67)
野々美谷町



中田 悟(52)
太郎坊町



長友潤治(53)
上水流町



徳留八郎(73)
八幡町



蔵屋 保(65)
祝吉町



坂元良之(68)
鷹尾一丁目



筒井紀夫(64)
山田町山田



児玉優一(56)
平塚町



西川洋史(66)
姫城町



有田辰二(62)
山田町山田



狂犬病予防注射

必ず受けて、愛犬を守りましょう！

平成26年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で行います。どの会場でも受けられますが、会場によって実施時間が異なりますので、日程表で確認ください。なお、期間内に注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で接種してください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎ 23-2130

愛犬のために、登録と注射を！

狂犬病は発症すると、ほぼ死に至る恐ろしい病気です。このため、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が、飼い主に義務付けられています。大切な愛犬のためにも、必ず注射を受けましょう。

なお、飼い犬が死亡したり、飼い主の名前や住所などが変わったたりした場合は、届け出が必要です。注射会場でも受け付けますので、届け出をお願いします。また、登録が済んでいない犬は、注射と同時に登録も行ってください。

注意とお願い

- 飼い主宛てに後日、受付票を郵送しますので、必ず会場に持参ください。受付票がない場合、受付時に書類の記入が必要で
- 会場では、飼い主が責任を持って犬を管理してください
- 妊娠中や体調の悪い犬、または1カ月以内に他の予防注射をした場合は、注射会場の獣医師または動物病院に相談してください

本庁管内		
期日	場所	時間
4/27(日) 庄内 西岳	庄内地区公民館	13:00 ~ 13:40
	西岳地区公民館	14:15 ~ 14:45
4/30(水) 志和池	麓自治公民館(野々美谷)	9:00 ~ 9:20
	寿万寺自治公民館	9:40 ~ 10:00
	崎田自治公民館	10:20 ~ 10:40
	薄谷自治公民館	11:00 ~ 11:30
	森田自治公民館	13:00 ~ 13:20
	丸谷自治公民館	13:40 ~ 14:10
	志和池地区公民館	14:30 ~ 15:10
5/1(木) 志和池	荒ヶ田自治公民館	9:00 ~ 9:20
	岩満自治公民館	9:40 ~ 10:00
	巢立自治公民館	10:15 ~ 10:35
	下水流3自治公民館	10:55 ~ 11:30
	下水流1自治公民館	13:00 ~ 13:30
	平原自治公民館	13:50 ~ 14:10
	上水流東自治公民館	14:30 ~ 15:00
5/2(金) 小松原	源野自治公民館	9:00 ~ 9:20
	大根田自治公民館	9:40 ~ 10:10
	志比田自治公民館	10:30 ~ 11:00
	片平自治公民館	11:20 ~ 12:00
	宮丸自治公民館	13:30 ~ 14:00
5/7(水) 小松原 妻ヶ丘	小松原地区公民館	14:20 ~ 15:00
	北原自治公民館	9:00 ~ 9:20
	中妻自治公民館	9:40 ~ 10:00
	菖蒲原自治公民館	10:20 ~ 10:50
	妻ヶ丘地区公民館	11:10 ~ 11:40
	広原自治公民館	13:00 ~ 13:30
	花緑自治公民館	13:50 ~ 14:10
	弁済使自治公民館	14:30 ~ 14:50
	若葉自治公民館	15:10 ~ 15:40

本庁管内			
期日	場所	時間	
4/8(火) 庄内	下川崎自治公民館	9:00 ~ 9:20	
	上川崎自治公民館	9:40 ~ 10:00	
	関之尾自治公民館	10:20 ~ 10:50	
	西区自治公民館	11:10 ~ 11:30	
	今屋自治公民館	13:00 ~ 13:30	
	千草自治公民館	13:50 ~ 14:20	
	宮島自治公民館	14:40 ~ 15:00	
4/9(水) 庄内	平田自治公民館	9:00 ~ 9:30	
	筋自治公民館	9:50 ~ 10:20	
	今平自治公民館	10:40 ~ 11:10	
4/23(水) 祝吉	立野自治公民館	9:00 ~ 9:30	
	早水自治公民館	9:50 ~ 10:20	
	年見自治公民館	10:40 ~ 11:00	
	千町自治公民館	11:20 ~ 11:40	
	祝吉自治公民館	13:00 ~ 13:20	
	並木自治公民館	13:40 ~ 14:00	
	上川東一丁目自治公民館	14:20 ~ 14:40	
	川東墓地東入口	15:00 ~ 15:30	
	4/24(木) 祝吉 沖水	下川東自治公民館	9:00 ~ 9:30
		祝吉地区公民館	9:50 ~ 10:30
南郡元三丁目自治公民館		10:50 ~ 11:10	
上郡元自治公民館		11:30 ~ 12:00	
神之山自治公民館		13:30 ~ 13:50	
松之元自治公民館		14:10 ~ 14:40	
吉尾自治公民館		15:00 ~ 15:30	
4/25(金) 沖水	中金田自治公民館	9:00 ~ 9:40	
	下金田自治公民館	10:00 ~ 10:20	
	広瀬自治公民館	10:40 ~ 11:00	
	沖水地区公民館	11:20 ~ 12:00	
	太郎坊自治公民館	13:30 ~ 14:10	
	高木自治公民館	14:30 ~ 15:30	

登録手数料
(生涯1回限り)
1頭 3,000円

狂犬病予防注射手数料
(年1回)
1頭 3,000円

本庁管内		
期日	場所	時間
4/4(金) 西岳	高野自治公民館	9:30 ~ 10:00
	田野地区集落センター	10:20 ~ 10:40
	東折田自治公民館	11:00 ~ 11:20
	西折田自治公民館	11:40 ~ 12:00
	猪子石記念碑前	13:30 ~ 13:50
	御池自治公民館	14:20 ~ 14:40
4/7(月) 西岳 庄内	東牛之脛自治公民館	15:00 ~ 15:20
	夏尾市民センター	9:30 ~ 9:50
	上馬渡自治公民館	10:10 ~ 10:30
	荒川内自治公民館	10:50 ~ 11:10
	渡司自治公民館	11:40 ~ 12:00
	上川内自治公民館	13:30 ~ 13:50
	下川内自治公民館	14:10 ~ 14:30
庄内地区公民館	15:00 ~ 15:40	

山田総合支所管内		
期日	場 所	時 間
6/4 (水)	上是位川内自治公民館	9:30 ~ 10:00
	下是位川内自治公民館	10:20 ~ 10:50
	浜之段自治公民館	11:10 ~ 11:40
	長谷自治公民館	13:00 ~ 13:30
	竹脇自治公民館	13:50 ~ 14:20
	谷頭二自治公民館	14:40 ~ 15:10
6/5 (木)	北田自治公民館	9:00 ~ 9:20
	古江自治公民館	9:40 ~ 10:10
	山内二自治公民館	10:30 ~ 11:00
	谷頭五自治公民館	11:20 ~ 12:00
	谷頭トレーニングセンター	13:20 ~ 14:00
	谷頭一自治公民館	14:20 ~ 14:50
谷頭九自治公民館	15:10 ~ 15:30	
6/8 (日)	山田総合支所	10:30 ~ 11:30

高崎総合支所管内		
期日	場 所	時 間
4/16 (水)	蔵元自治公民館	9:10 ~ 9:35
	三和自治公民館	9:55 ~ 10:20
	共和自治公民館	10:40 ~ 11:05
	横谷自治公民館	11:25 ~ 11:50
	笛ヶ水教育集会所	13:20 ~ 13:40
	後平自治公民館	14:00 ~ 14:20
	炭床自治公民館	14:50 ~ 15:10
4/17 (木)	荒場自治公民館	9:10 ~ 9:40
	上勢西自治公民館	10:00 ~ 10:20
	東霧島地区多目的集会所	10:40 ~ 11:10
	東自治公民館	11:30 ~ 11:50
	高崎福祉保健センター	13:10 ~ 13:40
	高坂自治公民館	14:00 ~ 14:25
	鍋自治公民館	14:45 ~ 15:05
4/18 (金)	塚原自治公民館	15:25 ~ 15:45
	田平自治公民館	9:10 ~ 9:30
	栢木自治公民館	9:50 ~ 10:10
	町倉自治公民館	10:30 ~ 11:00
	谷川自治公民館	11:20 ~ 11:40
	栗巣自治公民館	13:10 ~ 13:30
	迫間自治公民館	13:50 ~ 14:10
4/22 (火)	山神原自治公民館	14:30 ~ 14:50
	野平自治公民館	15:10 ~ 15:30
	木下自治公民館	9:10 ~ 9:40
	吉村自治公民館	10:00 ~ 10:30
	中轟自治公民館	10:50 ~ 11:10
	小牧自治公民館	11:30 ~ 11:50
	権堀牛繋留所	13:10 ~ 13:25
4/27 (日)	高崎総合支所	9:00 ~ 10:00
	高崎総合支所	9:00 ~ 10:00

山之口総合支所管内			
期日	場 所	時 間	
5/27 (火)	飛松公民館	9:30 ~ 9:45	
	青井岳 (高野商店裏)	10:05 ~ 10:25	
	五反田公民館	10:45 ~ 11:05	
	野上公民館	11:25 ~ 11:45	
	永野地区公民館	13:00 ~ 13:20	
	六十田公民館	13:40 ~ 14:00	
	田原公民館	14:20 ~ 14:40	
	麓當農研修館	15:00 ~ 15:40	
	5/28 (水)	乗平公民館	9:00 ~ 9:20
		桑原公民館	9:40 ~ 10:10
正近公民館		10:30 ~ 10:50	
上富吉地区体育館		11:10 ~ 11:30	
街区公民館		13:00 ~ 13:20	
西向原公民館		13:40 ~ 14:20	
下富吉地区体育館		14:40 ~ 15:20	
5/29 (木)	川内公民館	9:00 ~ 9:20	
	前方公民館	9:40 ~ 10:00	
6/8 (日)	山之口総合支所	14:30 ~ 15:30	

高城総合支所管内		
期日	場 所	時 間
4/9 (水)	第3自治公民館	13:00 ~ 13:30
	高城ふれあいスポーツ館	13:50 ~ 14:20
	第1自治公民館	14:40 ~ 15:10
4/10 (木)	第2自治公民館	15:30 ~ 16:00
	雀ヶ野自治公民館	9:30 ~ 9:50
	高城地区公民館四家分館	10:20 ~ 10:40
	第18自治公民館	11:00 ~ 11:20
	七瀬谷自治公民館	11:40 ~ 12:00
	市野々自治公民館	13:30 ~ 13:50
	東高城農村改善センター	14:10 ~ 14:40
4/11 (金)	高城総合支所	15:00 ~ 16:00
	上星原自治公民館	9:30 ~ 10:00
	下星原自治公民館	10:20 ~ 10:50
	田辺自治公民館	11:10 ~ 11:30
	雁寺・八久保自治公民館	13:00 ~ 13:30
	西久保自治公民館	14:00 ~ 14:30
	豊広自治公民館	15:00 ~ 15:30
4/15 (火)	横原地区コミュニティセンター	9:00 ~ 9:30
	勤労青少年ホーム	9:50 ~ 10:20
	高城ふれあい武道館	10:40 ~ 11:10
	第9自治公民館	11:30 ~ 12:00
	石山体育センター	13:30 ~ 14:00
	第11自治公民館	14:20 ~ 14:50
	第12自治公民館	15:10 ~ 15:40
4/27 (日)	高城総合支所	10:40 ~ 11:40
6/8 (日)	高城総合支所	13:00 ~ 14:00

山田総合支所管内		
期日	場 所	時 間
5/30 (金)	和田上自治公民館	9:30 ~ 10:00
	田中自治公民館	10:20 ~ 10:50
	毘砂丸自治公民館	11:10 ~ 11:40
	牛谷自治公民館	13:00 ~ 13:30
	瀬茅自治公民館	13:50 ~ 14:20
	万ヶ塚自治公民館	14:40 ~ 15:10
6/3 (火)	石風呂自治公民館	9:30 ~ 10:00
	平山自治公民館	10:20 ~ 10:50
	中村自治公民館	11:10 ~ 11:40
	山田町体育館前	13:00 ~ 13:30
	脇之馬場自治公民館	13:50 ~ 14:20
	大古川自治公民館	14:40 ~ 15:10

本庁管内		
期日	場 所	時 間
5/8 (木) 妻ヶ丘 姫城	一万城西部自治公民館	9:00 ~ 9:20
	一万城東部自治公民館	9:40 ~ 10:10
	小鷹自治公民館	10:30 ~ 11:00
	竹町自治公民館	11:20 ~ 11:50
	上長飯霊地公園 北側駐車場	13:30 ~ 14:00
	早鈴自治公民館	14:20 ~ 15:00
5/9 (金) 五十市	鷹尾一丁目自治公民館	9:00 ~ 9:30
	北鷹尾自治公民館	9:50 ~ 10:20
	南鷹尾自治公民館	10:40 ~ 11:00
	五十市地区公民館	11:20 ~ 12:00
	狐塚自治公民館	13:30 ~ 14:00
	平長谷自治公民館	14:20 ~ 14:40
5/13 (火) 姫城 五十市	原村自治公民館	15:00 ~ 15:30
	西町自治公民館	9:00 ~ 9:20
	都島公園 (陸軍墓地)	9:40 ~ 10:20
	都島自治公民館	10:40 ~ 11:00
	ふるさとセンター (大岩玉玉利自治公民館隣)	11:20 ~ 11:50
	横尾原自治公民館	13:20 ~ 13:40
5/20 (火) 五十市 横市 姫城	下今町自治公民館	14:00 ~ 14:30
	上今町自治公民館	14:50 ~ 15:20
	久保原西自治公民館	9:00 ~ 9:40
	上養原自治公民館	10:00 ~ 10:30
	後養原自治公民館	10:50 ~ 11:10
	下養原自治公民館	11:30 ~ 12:00
5/21 (水) 横市	上町自治公民館	13:30 ~ 13:50
	姫城自治公民館	14:10 ~ 14:30
	甲斐元自治公民館	14:50 ~ 15:10
	今房自治公民館	9:00 ~ 9:30
	表自治公民館	9:50 ~ 10:10
	東加治屋自治公民館	10:30 ~ 11:00
5/22 (木) 姫城 中郷	横市地区公民館	11:20 ~ 12:00
	和田自治公民館	13:30 ~ 13:50
	霧原自治公民館	14:10 ~ 14:40
	サンアビリティーズ都城	15:00 ~ 15:20
	下長飯自治公民館	9:00 ~ 9:40
	藤田自治公民館	10:00 ~ 10:40
5/23 (金) 中郷	下安久自治公民館	11:00 ~ 11:20
	上安久自治公民館	11:40 ~ 12:00
	正応寺自治公民館	13:30 ~ 13:50
	高野原自治公民館	14:10 ~ 14:40
	豊満自治公民館	15:00 ~ 15:30
	益貴自治公民館	9:00 ~ 9:30
5/25 (日)	梅北麓自治公民館	9:50 ~ 10:10
	女橋自治公民館	10:30 ~ 10:50
	雄児石自治公民館	11:10 ~ 11:40
	大浦自治公民館	13:00 ~ 13:20
	嫁坂自治公民館	13:40 ~ 14:00
	弘川自治公民館	14:20 ~ 14:40
6/1 (日)	川内自治公民館	15:00 ~ 15:20
	志和池地区公民館	9:00 ~ 9:30
	沖水地区公民館	10:00 ~ 10:30
	祝吉地区公民館	11:00 ~ 11:30
	横市地区公民館	13:00 ~ 13:40
	小松原地区公民館	14:10 ~ 14:40
6/15 (日)	妻ヶ丘地区公民館	15:10 ~ 15:40
	五十市地区公民館	9:00 ~ 9:30
6/1 (日)	都城市役所第2駐車場 (市立図書館向かい側)	10:00 ~ 10:30
6/15 (日)	中郷地区公民館	11:00 ~ 11:30
6/15 (日)	都城保健所	9:00 ~ 11:30

犬のふんや鳴き声による
苦情が後を絶ちません。
近隣に迷惑を掛けな
いようマナーを守りま
しょう。



大切な人の悩みに

自殺の現状

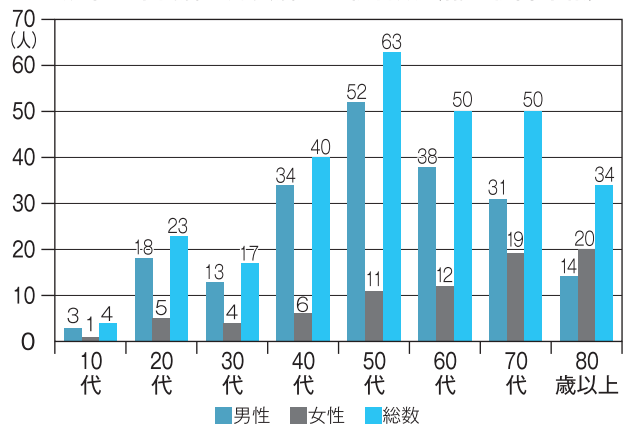
平成24年に全国で自殺した人は、2万6,433人で、3年続けての減少となりましたが、いまだ高い値で推移し、大きな社会問題となっています。

平成24年の自殺者数は、県内で277人、本市では46人でした。（参考）交通事故死 平成24年県内50人、都城警察署管内10人）また、左の表の本市の年代別・男女別の自殺者数（平成19年～23年）によると、50代が最も多く、性別では、男性の自殺者数が女性より多くなっています。



大切な人の命を、あなたの気付きで守りましょう。
 ◎問い合わせ
 福祉課 ☎23-2980

都城市の年代別・男女別の自殺者数（衛生統計年報）



自殺は追い込まれた末の結果です

自殺は幾つもの原因が複雑に係しているといわれます。本市の自殺者の原因・動機別状況は、警察庁統計（平成21～24年度）によると「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家族問題」となっています。男性では「健康問題」「経済・生活問題」が多く、女性では「健康問題」「家族問題」が多くなっています。

自殺を考えている人は、何らかのサインを発しています

人は誰でも「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいか分からない」「どのように解決したらよいか分からない」などの状況に陥る場合があります。ゲートキーパーとは、そのような悩んでいる人に気付き、必要な支援につなげる人のことで、特に

ゲートキーパーの具体的な役割は

- 気付き** 家族や仲間の変化に気付き声を掛ける
- 傾聴** 本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
- つなぎ** 早めに専門家に相談するよう促す
- 見守り** 温かく寄り添いながらじっくりと見守る

地域や職場、学校、ボランティア、専門家などそれぞれの立場や役割によって、さまざまな人たちがゲートキーパーとなり、あなたの大切な人の命を守ります。

一人で悩まずに、早めの相談を!!

〈電話相談〉

○こころの電話

月～金曜日 9:00～19:00

☎0985-32-5566

○宮崎自殺防止センター

水・金・日曜日 20:00～23:00

☎0985-77-9090

○よりそいホットライン

☎0120-279-338 ※24時間対応

〈相談機関〉

○宮崎県精神保健福祉センター

精神科医によるストレス専門・

一般・薬物関連診療相談

☎0985-27-5663 ※要予約

○都城保健所 ☎23-4504

○福祉課 ☎23-2980

〈相談窓口情報サイト〉

○みやざきこころ青Tねっと

<http://www.m-aot.net/>

3月27日(木)
4月4日(金)

臨時的に住所異動に係る 受付窓口を開設します

3月下旬から4月上旬は、転入者や転出者が多いため、通常の窓口業務時間以外に、平日の時間外や土・日曜日にも本庁の受付窓口を臨時的に開設します。

手続き可能な期間・時間

3月27日(木)～4月4日(金)

◎月～金曜日

19時まで時間延長

◎土・日曜日

9時～17時

開設する課

本庁の市民課、保険年金課、子ども課、保育課

※各総合支所、各地区市民センターでは、平日の時間延長および土・日曜日の開庁は行っていません

注意

時間外や土・日曜日の戸籍の届け出は、警備員室で受け付けます。また、小・中学校の校区外や区域外への転校手続き、就学申請、介護保険関連の手続きは、平日の時間内のみの対応となります。

●手続き可能な業務内容●

市民課 ☎ 23-2128

- 住所異動届け出の受け付け
※住民基本台帳カードを利用した異動届は平日の時間内のみ
- 各種証明の発行
- 印鑑登録証の申請受け付け、交付
- 住民基本台帳カードの申請受け付け、交付

保険年金課 ☎ 23-2127

- 住所異動に伴う国民健康保険の資格取得届および喪失届の受け付け
- 住所異動に伴う後期高齢者医療の資格取得届および喪失届の受け付け
- 住所異動に伴う国民年金関係届の受け付け

こども課 ☎ 23-2684

- 住所異動に伴う乳幼児医療費助成、母子父子医療費助成、児童手当などの諸申請の受け付け
- 他の市町村から都城市に異動した人への妊婦乳児健康診査受診票、予防接種ノートの交付

保育課 ☎ 23-4894

- 住所異動に伴う保育所への入所および退所、転園などの事務

異動手続きに便利な住民基本台帳カード

住民基本台帳カード(住基カード)を利用した異動手続きについて紹介します。

◎問い合わせ

市民課 ☎ 23-2128

Q1 市外に転出する場合は、どうすればいいのですか？

A 市の窓口で転出手続きを行うときに住基カードが利用できます。転入先の市町村窓口へ転入届と一緒に提出してください。

なお、転出時に指定した市町村以外では転入届を行うことはできません。また、転出届から30日以内に手続きを行わなかった場合も、手続きが再度必要となります。

Q2 引っ越しても住基カードは使えるのですか？

A 転入手続き時に住基カードに新しい住所を記載してもらえば、そのまま使用できます。その場合は、有効期限内(発行から10年)の住基カードであることとパスワードが必要でです。

また、転出予定日から30日以内、または、転入した日から14日以内のいずれか早い日に転入手続きを

行い、その日から90日以内に継続利用の手続きをしてください。継続利用しない場合は、必ず、転入先の市町村に返却してください。

Q3 市内で転居する場合はどうすればいいのですか？

A 転居届を提出するときは、住基カードの裏面に変更内容を記載する必要がありますので、住基カードを必ず提出してください。

Q4 住基カードを紛失したので、再交付を受けたいのですが？

A 警察署に紛失届を行い、その届け出をした証明書をもらってください。住基カードの再交付申請書にその証明書を添えて、住所地の市町村窓口へ提出してください。

Q5 公的個人認証サービス(電子証明書)は、引っ越した場合にどのようになりますか？

A 電子証明書を利用している人は、改めて住所地の市町村で手続きを行ってください。

